

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 4 年 3 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業期間 令和 4 年 4 月 12 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、唐津市全域、多久市全域、伊万里市全域、武雄市
全域、小城市全域、嬉野市全域、東松浦郡玄海町全域、西松浦郡有田町全域
並びに杵島郡大町町全域及び江北町全域